

令和4年度 事業計画

(自 令和4年4月 至 令和5年3月)

令和4年3月15日

第1 基本方針

本県の農業は、高齢化や後継者不足による農業者の減少、耕作放棄地の増加や開発等による農地面積の減少という事態に直面しています。特に中山間地域においては、過疎化の進行により、農業生産のみならず集落機能の低下も懸念されています。

また、生産現場においては、増加する野生鳥獣による農作物への被害、頻発する自然災害、豚熱（CSF）をはじめとする家畜伝染病の流行等への対策が求められており、ますます厳しさを増しています。

一方、農業・農村を取り巻く国内外の環境に目を向けると、

- ① 急速に進む社会経済のデジタル化
- ② 人口減少による国内市場の縮小・グローバル化の進展
- ③ 消費者ニーズの多様化・流通チャネルの多角化
- ④ 台風や豪雨等の大規模自然災害の多発
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症による需要減少や人手不足

などの変化が生じており、農業・農村においてもこうした環境変化への対応が不可欠となっています。

このような中、県では「未来へ紡ぐ！豊かで成長し続ける農業・農村の確立」を基本目標に、令和3年3月に「群馬県農業農村振興計画2021-2025」を策定しています。

この計画においては、成長産業として農業の持続的な発展を目指し、次の3つの産業施策を講ずるべき施策として位置付けています。

- ① 未来につながる担い手確保と経営基盤の強化【人・農地】
- ② 次世代につなぐ収益性の高い農業の展開【収益性向上】
- ③ 豊富で多彩な県産農畜産物の需要拡大【需要拡大】

また、多面的機能の発揮と農村の持続的な発展を目指し、次の2つの地域施策を講ずるべき施策として位置付けています。

- ④ 魅力あふれる農村の持続的な発展【魅力度向上】
- ⑤ ニューノーマルがもたらす農村の新たな価値の創出【価値創出】

農業公社は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき指定された農地中間管理機構として、また、「農業経営基盤強化促進法」に基づく青年農業者等育成センターとして、担い手への農地集積・集約化、就農支援・相談等を実施し、「群馬県農業農村振興計画2021-2025」に即した事業に取り組むこととします。

第2 事業計画

1 農地中間管理事業

国において「人・農地プラン」の法定化や農地中間管理事業の見直しなどが進められるなか、本県においては、機構と県、市町村、関係団体との連携を充実し、担い手への農地集積に向けた事業の推進体制を強化します。

また、「人・農地プラン」の実現に向け、地域の状況に応じて農地中間管理事業を活用した農地集積・集約化を促進します。

(1) 機構の事業推進体制と県・市町村等関係機関との役割分担

1) 機構

- ① 農用地の出し手・受け手に関する情報について、収集・蓄積・提供するしくみを強化します。特に市町村域を超えた担い手の情報を充実させ、広域でのマッチングに結びつけていきます。
- ② インターネット（ホームページ、SNS、オンライン等）の活用のほか、個別訪問や電話勧誘等による積極的なプロモーション活動を展開し、新たな利用者を開拓していきます。
- ③ 機構が運用する業務支援システムを改良し、機構及び業務委託先の業務の迅速化・効率化を図るとともに、情報共有による関係機関とのネットワークを強化します。

2) 県・農業事務所

- ① 県及び農業事務所は、「人・農地」政策推進会議を主宰して、事業の進捗管理を行います。
- ② 農業事務所毎に担い手農家、農業委員・農地利用最適化推進委員等との意見交換会を開催し、機構の活用拡大につなげます。

3) 市町村

- ① 市町村は、機構との業務委託契約を締結し、農地の出し手及び受け手の情報把握と掘り起こしのほか、相談窓口の設置や出し手・受け手との交渉等、事業の一部を分担します。
- ② 機構集積協力金や補助事業及び税制措置等、機構を活用したメリットを関係者へ周知するなど、事業活用に向けた取り組みを進めます。
- ③ 「人・農地プラン」実現のための地域の座談会の開催や各種施策を実施するとともに、出し手及び受け手の掘り起こしや重点区域・モデル地区での事業推進を行います。

4) 農業委員会（農業委員・農地利用最適化推進委員）

- ① 農業委員や農地利用最適化推進委員は、人・農地プランの実現に向けた座談会の開催や実現のための各種施策を実施し、地域ニーズと担当区域の個別相談等を通じた農用地に係る情報（権利設定、利用状況、遊休農地の活用意向、出し手・受け手等）の把握により、農地利用の最適化に向けたマッチングの実施等、機構と連携した活動を推進します。
- ② フェーズⅡ（農地情報公開システム）の適切な運用と積極的な活用、利用権設定更新時の機構活用に向けた移行への取り組みを周知します。

5) 農業会議

農業会議は、農業委員会事務局や農業委員、農地利用最適化推進委員に対して、「農

地利用の最適化」の活発な活動実践に向けた助言、指導及び各種研修会の開催など、機構活用に向けた取り組みを行います。

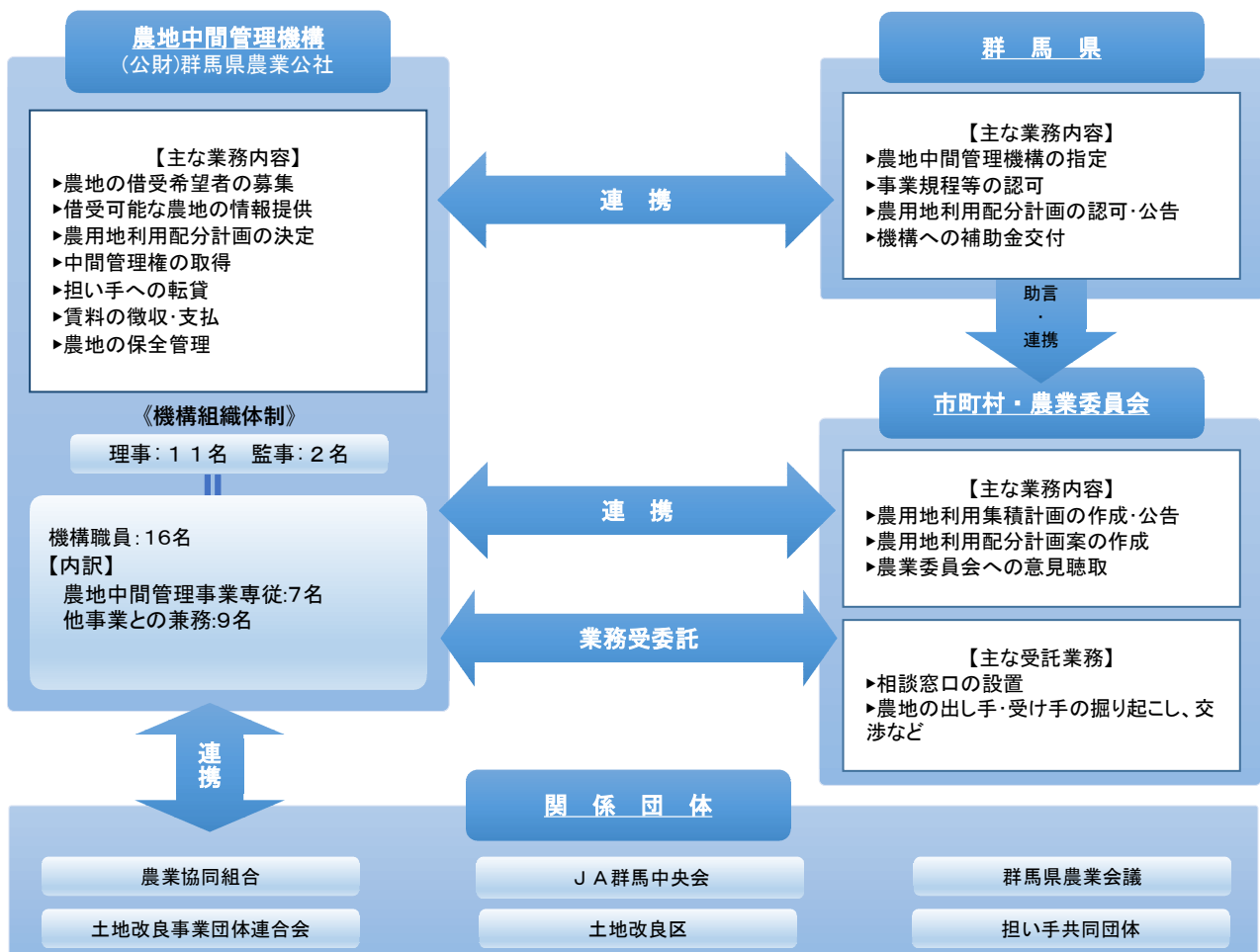
6) J A及びJ A群馬中央会

- ① J Aは、これまでの農地集積・集約化の業務経験を活かし、市町村の協力を得ながら、利用権設定更新時の機構活用に向けた移行への取り組みを関係者へ働きかけます。
- ② J A群馬中央会は、新たな集落営農組織や作業受託組織の設立支援及び集落営農組織の法人化支援と併せて、法人化後の機構活用に向けた取り組みについて主体となって推進します。

7) 土地改良区及び土地改良事業団体連合会

- ① 土地改良区は農村整備事業の実施及び計画区域内における人と農地の状況に精通しており、機構活用の取り組みに向け連携を図っていきます。特に機構関連事業を計画する地区においては機構が全関係農地の借入を求められることから、農村整備事業の計画段階から、機構活用の取り組みを土地改良区をはじめとする関係機関と連携しながら推進します。
- ② 土地改良事業団体連合会は、県内全域に係る農村整備事業の状況に精通していることから、市町村への技術的指導業務の助言を通じて、機構との連携が図れるよう支援します。

(2) 関係機関との連携体制



(3) 重点的に取り組む事項

1) 実施体制の強化

- ① 県・市町村・農業委員会が実施する各種施策と協調し「人・農地プラン」の実現を支援するため、農地や担い手の情報を共有するなど関係機関との連携を強化します。
- ② 受け手のニーズと出し手の要望とのマッチングをいっそう推進するため、市町村及び関係団体との業務委託を拡充し、実施体制を強化します。
- ③ 「人・農地プラン」の実現に向けた地域の話し合い等に積極的に参画し、事業内容やメリット等を周知するとともに、地域の実情に合わせて支援を行うことにより事業の利用拡大を図り、農地の集積・集約化を促進します。

2) 農業農村整備事業との連携の強化

- ① 農業農村整備事業の事業主体や土地改良区等との連携・情報共有を強化し、基盤整備事業の計画策定段階から積極的な支援等を行うことにより農地中間管理事業の利用拡大を図ります。
- ② 事業内容やメリット等を周知するため、地域の話し合い等に積極的に参画し、利用拡大を図ります。

3) 集積計画一括方式の導入の促進

貸借の手続きにおいて、従来の農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画を作成し権利設定する方式に加え、農用地利用集積計画のみにより一括して権利設定を行う方式が追加されています。

これにより手続きの簡素化と転貸までの時間の短縮が可能となり、従来方式に比べて利用者のメリットが大きくなることから、いっそうの導入促進を図ります。

なお、導入にあたっては市町村等の理解が不可欠であることから、市町村等への積極的な働きかけを行うこととします。

4) 農業経営基盤強化促進法等の一部改正に向けた準備

令和5年4月に予定されている農業経営基盤強化促進法等の一部改正に向け、県や公益社団法人全国農地保有合理化協会等を通じて積極的な情報収集を行うとともに、改正後の円滑な移行に向けて市町村や市町村農業委員会、JA等と協議・調整を行います。

(4) 集積目標

令和4年度 転貸面積 580ha

(5) 重点区域・モデル地区

重点区域（99区域）及びモデル地区（16地区）を設定し農地集積・集約化の加速化を図ります。

- ・重点区域：事業規程第4条に定める区域
- ・モデル地区：重点区域のうち、2年以内に事業を活用して、農地の集積・集約化に大きな成果が出せる地区で、他への波及効果など事業実施のモデルとなるものとして定めた地区

(6) その他

1) デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

① 事務処理の標準化とデジタル化

農地中間管理事業における業務支援システムの更新にあわせ、事務の標準化・デジタル化に取り組み、正確かつ迅速な処理と業務の効率化を図ります。

また、市町村等関係機関とのネットワークを強化し、業務の迅速化・効率化とともに、情報共有することで得られる旬の情報を業務へと活用していきます。

② 「IoT」の活用

現地・現場における「IoT」環境を強化し、業務の効率化を図ります。

2) 広報業務の活性化

① 戦略的なプロモーション活動

新聞・テレビ・ラジオ等による広報は縮小し、ターゲットを絞り込んだ効果的なプロモーション活動を展開します。

特にSNSやオンラインなどインターネットを活用した情報交換のほか、個別訪問や電話勧誘等による売り込みなど、対象ごとに適した内容、メディア、アプローチ方法を積極的に取り入れ、新たな利用者を開拓していきます。

② 借受応募者への情報提供

貸付希望申出のあった農用地の情報について、四半期毎にとりまとめ、公社ホームページにて情報提供します。

また、機構に借受申出を行った各申出者に対して、情報を更新する毎に通知することで、貸付希望申出農地のマッチングを図ります。

2 農地売買支援事業（農地中間管理機構特例事業）

農地の有効利用の継続や、農業経営の効率化を進める担い手への農地集積・集約化を進めるため、農地中間管理機構の特例事業として、農用地等の売買を実施します。

また、利用実績のある市町村が固定化している傾向にあることから、農業委員会やJA等を訪問しパンフレット等を配布するとともに、事業の周知及び利用促進について働きかけを行います。

① 農用地等売渡事業（補助）

※認定農業者等であって、一定の面積（概ね1ha以上の団地を形成）を超える案件

区 分	買 入 計 画			売 渡 計 画		
	件 数	面積(ha)	予算額(千円)	件 数	面積(ha)	予算額(千円)
農 地	46	19.2	190,000	30	15.4	141,000

※買入及び売渡事務手数料は除く。

② 一般事業（非補助） ※上記以外の案件

区 分	買 入 計 画			売 渡 計 画		
	件 数	面積(ha)	予算額(千円)	件 数	面積(ha)	予算額(千円)
農 地	4	0.8	10,000	2	0.4	5,000

※買入及び売渡事務手数料は除く。

3 担い手の確保・育成事業

(1) 農業後継者育成基金事業

農業後継者育成基金の運用益により、農業後継者の定着化、農業青年の研修・仲間づくり活動及び組織活動を支援します。

区分 (予算額)	事業内容	対象者等	時期
農業後継者定着化促進事業 (792千円)	1 就農・結婚相談活動の委託 2 青年農業士等の活動の助成 3 地域の就農促進活動の助成	委託先 群馬県農業経営士協議会 助成先 県内 2団体 (年1回) 助成先 県内 3団体	通年
農業青年仲間づくり活動促進事業 (462千円)	1 視察・事例調査等への助成 2 共同プロジェクトの実施への助成	助成先 県内 12団体 (年1回) 助成先 県内 5団体 (年1回)	
農業青年組織活動事業 (402千円)	1 県内全体を活動範囲とする団体への助成 2 農業事務所普及指導課又は農業指導センターが管轄する地域以上の広域性を持って活動する団体への助成	助成先 県内 9団体 (年1回)	通年
合計 1,656千円			

(2) 青年等就農支援事業

農業経営基盤強化促進法（平成25年法律第102号）第14条の11の規定により、群馬県から県青年農業者等育成センターとして就農促進のための拠点と位置づけられており、就農を希望する青年等に対する就農相談・無料職業紹介等の支援活動を実施します。

また、次世代人材投資資金（準備型）における研修受入機関として群馬県より認定されており、関係機関と連携のもと、新規就農希望者に対して農業に関する知識の習得を目的とした基礎研修や集合研修、早期に効率的、安定的な農業経営を営むために必要な技能の習得を目的とした農家研修を実施します。

区分 (予算額)	事業内容	対象者等	時期
青年等就農支援事業 (5,514千円)	1 就農支援活動及び就農相談の実施	就農関連情報収集活動の実施 就農希望者への情報提供 新規就農相談会への参加	通年
	2 就農希望者研修の実施	就農希望者への基礎研修・集合研修・農家研修等の実施	

4 農用地等利活用促進受託事業

公社の保有する農業用機械を活用し、農業者等からの委託を受けて農地の再生・保全管理作業等を実施します。

各種会議や地域の話し合いでの説明やチラシ配布のほか、ホームページや動画サイトなどのインターネットを利用したPRを実施する等、積極的な事業受託に努めます。

また、耕作放棄地対策の機運の醸成・取組の促進のため、群馬県等が実施する各種事業に協力し、支援します。

地域名	面積(ha)	予算額(千円)	備考
県内全域	10.0	4,399	畦畔除去・均平整地等
	7.0	3,850	草刈、耕起等
	3.0	2,193	石礫破碎
計	20.0	10,442	